

## 第6回 橋本市水道事業審議会議事要旨

日時：平成30年9月27日（木）14時～16時30分

場所：橋本市役所 3階 委員会室

### 1. 開会

- ・事務局より、今回審議会の傍聴者は1名であることが報告された。

### 2. 会長挨拶

### 3. 議事

- ・事務局より、今回審議会の出席数は9名であり、委員の過半数を満たしており、審議会が成立することが報告された。
- ・審議会規程により、濱田会長が議長となり、以降の審議会を進行。
- ・議長より、議事録署名委員が選出された。浅田委員、藤田委員が選出された。
- ・事務局より、資料説明（1）の説明が行われた。
- ・討論・質疑が各委員よりなされた。概要は以下のとおり。

委員：段階的な料金改定について、2回目の料金改定率は1回目の10%改定後の数値にさらに10%改定率を乗じているのか。もしくは、2回目の料金改定率は、現在の水準を基に考えているのかどちらですか。

事務局：2回目の料金改定率は、現在の水準を基に考えての数値です。つまり、トータルで現在の水準から20%の改定ということです。

議長：施設の耐震化と段階的な更新に当面20%の料金改定が必要という話ですが、この資料は、その20%を一度に上げるのではなく、段階的に料金改定を行った場合はどうなるかを示した資料ですね。

- ・事務局より、資料説明（2）の説明が行われた。
- ・討論・質疑が各委員よりなされた。概要は以下のとおり。

議長：水道ビジョン案については第2回審議会でお話がありましたが、いままでの審議会では深く審議しておりませんでした。今回料金改定をするにあたって、水道事業の将来をどのように考え、問題点をどのように整理しているかを示しているのが水道ビジョンになり

ます。このビジョンを基に料金改定が行われるという道筋になりますので、この審議会では、水道ビジョンの中間とりまとめとして、皆様に審議して頂きたいと考えております。

議 長：続けて話をしますと、水道は水道の考えがありますが、他分野の私から見ると、書かれていることに違和感があるところがあります。例えば、理想像という言葉ですが、エンジニアリングの分野では、理想というのは説明し難いものでして、理想とは現実からかけ離れて究極的なものであります。このビジョンは、究極的なものを議論するものではなくて、その手前の段階的な課題や目標を議論するものですから、理想という道筋がつけられないものを言われても説明のしようがないと思うのです。

もう一つ言いますと、現在の水道事業がどこで重要かといいますと、生活用水としての役割が圧倒的なウェイトを占めていると思います。例えば、水道が使えないとトイレが使えない、住宅が使えない。飲み水としては、給水車によりなんとかかなるとしても、水道は生活用水として生活そのものを支えている重要なものであるということにウェイトを大きく占めていると感じています。もちろん安全で清潔な水を供給することは重要であります、生活用水としての重要性を考えると、もう少し、水道事業の位置付けを考えるべきなのではと思います。委員いかがですか。

委 員：このビジョン、あるいはそれを落とし込んでいく実施計画ですね、その実施計画と文の繋がりを上手く伝えていかないと、絵に描いた餅になってしまいますので、その辺をしっかりとすべきだと思います。あと、後半にある PDCA を上手く回していく。事業がちゃんと成り立っていくように、具体的なものに落とし込んでいって頂きたいと思います。

議 長：世界的には水道事業をどのような位置付けにするかは、試行錯誤しています。水道事業の特殊なところは、例えば市民は電気・ガス・通信の会社を選択できても、水道事業だけは選択することができず、橋本市民は橋本市水道事業しか使えません。だから市民の生活と橋本市水道事業は運命共同体と言え、水道事業は単に飲み水を供給しているのではなく、生活用水として市民の生活を支えている骨組みだと思います。

そういう意味で水道ビジョンは皆さまの意見を取り入れ、まだまだ考えていく必要があると思います。

委員：前回ビジョンと比較して今回ビジョンでどこが変わったか、前回ビジョンのどこがいけなかったかを明確にしてもらいたい。前回ビジョンで上手くいかなかったことも書きにくいと思いますが、記載していくべきかと思います。

議長：ビジョンについては、色々手を加えていく必要がありますが、中間とりまとめということで、もしまた意見があれば言っていただきたいと思います。続いては、本日の本題の答申書（案）について事務局をお願いします。

- ・事務局より、資料説明（３）の説明が行われた。
- ・討論・質疑が各委員よりなされた。概要は以下のとおり。

議長：案では基本水量  $8\text{m}^3$  と  $10\text{m}^3$  がありますが、答申書としてはどちらかに絞りたいと思います。

委員：水道事業だけのことを考えると水道料金表案①（基本水量  $10\text{m}^3$ ）が、基本料金割合も水道料金表案②（基本水量  $8\text{m}^3$ ）より多いので妥当だと思います。ただ、この水道料金の値上げ幅が納得できるのかが焦点になるかと思います。

議長：水道事業は装置産業ですので、基本料金の割合を上げていくことが重要であると本文に記載されています。その点を考慮しますと基本水量  $8\text{m}^3$  では現行料金体系と変わらない、基本水量  $10\text{m}^3$  ですと基本料金割合が高くなるということですね。

委員：耐震が一番重要であると思います。いつ何時災害があるかわからないので、早く耐震事業に取り組んで頂く必要がありますので、基本料金割合が高い基本水量  $10\text{m}^3$  が良いと思います。

委員：確認ですが、料金表を一つに絞るということは、答申書（案）の P3 からは書き方を修正するということですか。料金案を一つに絞ることは賛成です。

付帯意見というのは参考意見であります。それを考えると「（３）料金体系について」、「（４）定期的な水道料金の審議について」を参考意見という扱いで良いのかと疑問に思います。本文の中にそのニュアンスを入れ込んだ方が良いでしょう。

委員：P2 の 2.橋本市水道事業再構築計画の概要に課題が示されていますが、これは課題でなく問題点だと思います。問題点をどうするかということが課題ですので、もう一度問題点と課題を整理して文章の流れを分かりやすくした方が良いでしょう。

議 長：橋本市水道事業経営戦略というものもありますので、経営戦略および橋本市水道事業再構築計画からみた概要という形にしたほうが良いかと思います。

委 員：経営戦略とは、総務省から要請があって作るものです。

議 長：水道の事業の部分は、厚生労働省がみており、経営の部分は総務省がみるということでしょうか。

事 務 局：そうです。総務省から収支がちゃんと上手くいくのかチェックしなさいという指導がされています。

議 長：あとはどうでしょうか、基本水量  $10\text{m}^3$  にしたらという意見が出ましたがいかがでしょうか。

委 員：基本水量  $10\text{m}^3$  で良いかなと思います。

議 長：現行料金体系が基本水量  $10\text{m}^3$  ですので、今回は色々検討した結果、変更はしないでいくと。将来は、どうなるかはわかりませんが、今回の改定では  $10\text{m}^3$  のままでいくということですね。

事 務 局：基本水量  $8\text{m}^3$  と基本水量  $10\text{m}^3$  と比較すると、小口使用者については、後者の方が値上げ幅は大きくなります。そこを御理解頂いての判断をして頂きたいと思います。

委 員：基本水量と基本料金の議論は、似ているが違うものと理解しております。水道協会が示す、料金の理想像としては、基本水量を  $0\text{m}^3$  として、基本料金を取れということですよね。蛇口をひねったら水が出るので、使用水量とは関係なく、加入者として基本料金を払って下さいというのが理想の形ということで、設備業で人口が減少していく中で、設備を場に提供するための料金を取る体系にする必要があるという意見には同感です。

今回の案は水代と基本料金代がセットとなっているのでややこしいのですが、現行料金体系は従量単価  $178 \text{ 円}/\text{m}^3$  に対して基本水量  $10\text{m}^3$  で基本料金が  $1,780 \text{ 円}$  ですので純粋な基本料金は  $0 \text{ 円}$  という考えができます。基本料金といいながら従量料金しかない料金体系となっています。

そこで料金体系案①と案②を比較しますと、案①では、従量料金  $196 \text{ 円}/\text{m}^3 \times \text{基本水量 } 10\text{m}^3 = 1,960 \text{ 円}$  となり、基本料金  $2,400 \text{ 円}$  から引きますと純粋な基本料金は  $440 \text{ 円}$  になります。一方、案②では、従量料金  $195 \text{ 円}/\text{m}^3 \times \text{基本水量 } 8\text{m}^3 = 1,560 \text{ 円}$  となり、基本料金  $2,130 \text{ 円}$  から引きますと、純粋な基本料金は  $570 \text{ 円}$  となります。そうすると、純粋な基本料金が高い案②が良いのではないかと考えています。

また、一回であるべき姿に料金体系が変えられない以上、段階的にあるべき姿に近づける必要があると思います。

内訳として基本料金と基本水量を分けて明示した方がわかりやすく良いと思います。

委員：基本料金の算出の仕方は、総括原価の考え方のもと、基本料金と従量料金に配賦するステップですので、単純に従量料金×基本水量というわけではありません。

委員：見せ方の問題ですが、従量料金×基本水量＝いくらなのかを明示したときに、どちらが良いか比較した方が良いと思います。算定要領が示す方針の真意を考えますと、純粋な基本料金を比較した方が良いと思います。

事務局：基本料金をどのように捉えるかの違いだと思います。基本料金に基本水量が無料で付与されているという考え方で基本料金収入と従量料金収入を今回試算しております。

議長：市民の皆様はどう考えているのでしょうか、基本料金 1,780 円に基本水量 10m<sup>3</sup> が無料でついてくるといった感覚なののでしょうか。

事務局：現行料金体系が従量単価 178 円/m<sup>3</sup>×基本水量 10m<sup>3</sup>＝基本料金 1,780 円となっているので、市民の皆様にはわかり難いのかと思います。

委員：「4.その他付帯意見」の「(1) 今後の水道事業の在り方について」市民の方に水道事業の内実を知って頂き、施設に掛かるお金と水そのもののお金という考え方を明確にするべきかと思います。

委員：市民の方にわかって頂こうとするならば、出てくる水だけに注目するのではなく、地面に埋まっている管や施設にお金が掛かっているということを伝えないといけないのではないのでしょうか。

若いお母さんの意見では「橋本市は水道料金が高い、どんなに節水しても水道料金が変わらない」といいます。ですからその方々は、出てくる水にしかお金の価値を感じていないのです。本当は目に視えないものにお金が掛かっていることを伝えないといけないと思います。もっと水道管、設備が老朽化しているということを伝えれば市民は値上げに納得すると思います。

委員：P13 をみると管路はあまり老朽化していないですね。

事務局：現在、経年化管理路は少ないですが、約 30 年前の住宅開発によって橋本市に多くの管路が同時期に布設されました。それらの管路は近い将来、耐用年数を迎えるため、一気に経年化管理路が増えることになります。そういった管路の更新を行うためにも料金改定が必要で

す。委員がおっしゃっていたようにそこら辺も PR 不足なのかと思っています。

議 長：さきほどからあります基本料金と基本水量の考え方ですが、どういたしましょうか。

委 員：料金体系案①が良いという一番の根拠は、基本料金割合が増えるということですか。

事 務 局：そうです。

委 員：見かけ上の基本料金割合は案①が優れていますが、先ほどの試算のとおり、純粋な基本料金は案②が優れていますので一概には案①が良いとは言えません。案①のメリットは大口使用者の方が料金増加割合は小さくなりますが、デメリットとしては小口使用者の料金増加割合が大きくなります。案②のメリットは小口使用者の方が料金割合は小さくなりますが、デメリットとしては大口使用者の料金増加割合が大きくなります。どちらも料金改定率は 20% ですので給水収益に与える効果は一緒ですのでどちらが良いのでしょうか。

委 員：これから人口の減少や、世帯員が細分化していくとなると本当に 8m<sup>3</sup> 使うのかといった問題がでてきますよね。

事 務 局：8m<sup>3</sup> というのは、一人世帯が使う平均水量です。

委 員：これから先は 8m<sup>3</sup> 以内の世帯が増えてくる可能性があるということですよ。

事 務 局：その可能性はあります。

議 長：使用水量の一番多い割合は 10m<sup>3</sup> ですか。

事 務 局：そうです。一つ気になるところは案②（基本水量 8m<sup>3</sup>）とした場合は使用水量 9 及び 10m<sup>3</sup> の使用者は極端に水道料金が上がってしまいます。

議 長：整理しますと、見かけの基本料金は案①がよいですが、純粋な基本料金という考え方では、案②が優れています。しかし、案②とすると使用水量 9 及び 10m<sup>3</sup> の使用者は極端に水道料金が上がってしまいます。

委 員：確認ですが案①と案②では、給水収益は変わらないということですよ。そうしますと、今の議論でいうと、誰にどれだけ負担して頂くかといったことで、理論的な議論というよりも、どの層に負担していただくかといった話だと思います。基本水量を下げるという話は、10m<sup>3</sup> 使用していない人が気の毒でないかという意見があったためであり、その意見を反映した形の基本水量 8m<sup>3</sup> が良いと思っ

ていました。しかし、同じだけの料金収入があるならば、どの層に負担をしてもらうかといった話になるのかと思います。

委員：答申書ということで案を一つに絞ることを考えていましたが、案①、案②を比較することによって見えてくるものもあるので、両案併記することも考えられるのではないのでしょうか。

議長：基本料金の考え方ですが、先ほどの純粋な基本料金を算出する考え方を表現することができますか。

事務局：表現することはできますが、今までの審議会資料での基本料金の算出した考え方はそういった考え方ではないので、算出の意図が違います。

委員：今まで、従量料金×使用水量が水道料金となっていました。今回の料金体系では、そういった計算で算出できないので、市民は混乱するかも知れませんね。

委員：基本料金と従量料金の算出方法を附属資料で簡単に記載すればよいかと思います。

委員：一般市民は案②に飛びつくかと思いますが、我々は案①を選びたいと思います。一つ、この料金体系は消費税込みですか。来年には消費税が10%になりますが、どういった表現になるのでしょうか。

事務局：条例では、税抜き表記としまして、使用者には税込み価格を頂くこととなります。答申書では、税込み価格の方がわかりやすいと思っています。

委員：先ほどの意見のとおり、答申書に両案併記し、それぞれのメリット、デメリットを記載し、市長に委ねるのも良いかと思います。

委員：前回の資料では、案①、案②以外の料金案が複数あったかと思います。前回の資料からこの2案になった判断が、この答申書には抜けているかと思います。

事務局：他の案については、特定層が大幅な料金値上げとなり、不適と判断しました。最終的に残った案が案①、案②になりました。

事務局：段階的な料金改定についても説明させて頂きたいと思います。来年度から浄水場の大規模更新があります。この費用が1割前後するだけでも大きく収支計画が変わってきますので、5年後に改めて料金改定を検討するという方法もあるのではと考えています。

議長：今回は、15%の料金改定をして、5年後は5%の料金改定をするということですか。

事務局：単純に言えばそうです。

- 議 長：答申書では 20%上げるということで良いのではないのでしょうか。  
先のことを今回決めることは答申でなくて良いと思います。
- 委 員：その他の付帯意見に肉付けし、段階的な料金改定も考えられると  
いったことを記載すれば良いと思います。
- 議 長：付帯意見に 20%を、15%と 5%等に分けるという考えは、具体的な  
判断としてありえるといった形でよいと思います。
- 事 務 局：答申としては 20%とし、段階的な料金改定も考えられるといった  
意見を入れるといったことでいかがでしょうか。
- 議 長：料金体系案については案①と案②どうしましょうか。
- 委 員：他の料金案についても、資料として答申書に入れ、検討した経緯  
がわかるようにした方がよいと思います。そして答申書に案①、案  
②の違いを示して、判断を委ねた方がよいと思います。
- 事 務 局：本日の予定時間が過ぎていきますので次回の審議会 10 月 12 日では、  
委員の意見を取り入れ、答申書（案）に両案を載せて、皆様に再度  
審議会で判断して頂くといった形はいかがでしょうか。
- 議 長：事務局の提案のとおり、次回の審議会で再度検討することにした  
と思います。

#### 4. 閉会